

調査に関するQ & A

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|---|
| 1 | 調査対象について | 今回の調査対象となる建築物は何か。 | 平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物は除かれ、それ以外の全ての建築物とその他の工作物が対象となります。平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物の場合は、『(様式1-1)ア』に「○」を記入の上、提出してください。 |
| 2 | 調査対象について | 建物の一部を、施設・事業所として利用している場合、当該施設として利用している建物の一部のみが分析調査の対象となるのか。それとも建物全体が対象となるのか。 | 建物のうち、その事業を実施している部分のみが対象となります。 |
| 3 | 調査対象について | 賃貸物件で事業所を運営している場合、石綿等の調査及び除去等の措置義務は建物の貸主にあるのか。それとも事業所を運営している事業者にあるのか。 | 石綿障害予防規則第10条において、事業者が除去等の措置を講じなければならないと規定されています。 |
| 4 | 調査票の作成について | 賃貸物件で事業所を運営している場合、事業者が建物の貸主に確認をとって調査票を作成することとなるのか。また、本調査について貸主に協力いただけない場合の調査票の回答はどうなるか。 | 前段部分については、お見込みのとおりです。また、後段部分については、「依頼予定」で回答いただくこととなります。『(様式1-1)ケに「○」』を記入のうえ回答してください。 |
| 5 | 調査票の作成について | 同一建物内の同じ部屋において、障害と高齢の双方に指定を受けている居宅介護・訪問介護事業所の場合、サービスごとに調査票を作成するのか。どちらか主の方で調査票を作成するのか。 | それぞれサービスごとに調査票を作成ください。同内容で回答していただくこととなります。 |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|--|
| 6 | 調査票の作成について | 同一建物内において、複数サービスを運営している場合において、調査票を作成するのは一つで良いか。 | <p>本件を依頼しているサービス単位で1枚作成してください。</p> <p>(例) 同一建物内において、障害福祉サービス事業所(生活介護、就労継続支援(B型))及び相談支援事業所を運営している場合 →「障害福祉サービス事業所(生活介護、就労継続支援(B型))」と「相談支援事業所」それぞれで調査票を作成してください。</p> <p>※同一建物内において複数サービスを運営している場合においても、調査票は、本依頼におけるサービス単位で作成してください。サービス単位は依頼文の最上段をご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">平成31年1月 日</p> <p style="text-align: center;">この部分です。</p> <p>〇〇事業所 管理者 様 (施設種別(サービス種別) 施設NO)</p> </div> |
| 7 | 調査票の作成について | 上記6において調査票をサービス単位で作成することはわかったが、それぞれのサービスの区画を分けられないときはどのように調査票を作成したら良いか。 | <p>それぞれのサービスの区画を分けられない場合は、<u>同内容</u>で、サービス単位ごとに調査票を作成ください。</p> <p>それぞれのサービスの区画を分けられる場合は、<u>それぞれの内容</u>で、サービス単位ごとに調査票を作成ください。</p> |
| 8 | 調査票の作成について | 共同生活住居が複数ある共同生活援助事業所の場合、調査票は住居ごとに作成するのか。 | <p>調査票は、事業所で1部作成してください。 (最も状態の良くない建物(住居)に係る調査票を1部作成してください。)</p> <p>《最も状態の良くない建物の判断基準》 「ばく露のおそれのある施設 エオカキ」> 「分析予定の施設 クケ」> 「ばく露のおそれのない施設 ア`アイウ」 ※エオカキが最も状態が良くない。 ※この基準により判断することが難しい場合はお問い合わせください。</p> |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|---|
| 9 | 調査票の作成について | 従たる事業所や別の場所に多機能型事業所のある障害福祉サービス事業所の場合、調査票は建物ごとに作成するのか。 | <p>調査票は、事業所で1部作成してください。 (最も状態の良くない建物に係る調査票を1部作成してください。)</p> <p>《最も状態の良くない建物の判断基準》 「ばく露のおそれのある施設 エオカキ」> 「分析予定の施設 クケ」> 「ばく露のおそれのない施設 ア`アイウ」 ※エオカキが最も状態が良くない。 ※この基準により判断することが難しい場合はお問い合わせください。</p> |
| 10 | 調査票の作成について | 総務省調査では、吹付けアスベスト等とアスベスト含有保温材等で調査票が分かれているが、本調査では吹付けアスベスト等とアスベスト含有保温材等を区分せずに回答することによいか。 | お見込みのとおり、区分せずに回答をお願いします。 |
| 11 | 調査票の作成について | 調査時点は平成30年12月1日とされているが、12月2日以降報告時点までに状況に変化があった場合（措置を行った場合等）は、当該最新の状況を報告すればよいか。 | <p>今回の調査では、あくまで、12月1日の時点での状況を報告していただくようお願いいたします。 ※今後、再びフォローアップ調査の実施があれば、その際に措置を行ったものとして回答していただくこととなります。</p> |
| 12 | 調査票の作成について | 『(様式1-1)設計図書等または分析調査による…(略)…』とあるが、設計図書、分析調査とは何か。 | 設計図書とは、建築物等の製作・施工に必要な図面類と仕様書等のことをいいます。分析調査とは、アスベスト使用の有無を確認するための調査のことをいいます。 |
| 13 | 調査票の作成について | 設計図書や分析調査の結果等が見つからないが、どのようにしたらよいか。 | 『(様式1-1)ケに「O」』を記入のうえ回答してください。 |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|---|
| 14 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) 除去等の措置済 イ』とあるが、どのような状態を示すのか。 | 「除去状態」のほか、「封じ込め状態」(※1)又は「囲い込み状態」(※2)の状態のことを言います。 (※1) アスベスト含有建材をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。 (※2) アスベスト含有建材が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。 |
| 15 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) アスベストの飛散がない状態 ウ』とあるが、どのような状態を示すのか。 | 「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、ばく露のおそれがない状態のことを言います。 |
| 16 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) 除去等の措置未実施』とあるが、どのような状態を示すのか。 | 「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態のことを言います。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じる必要があります。 |
| 17 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) 日常利用する場所』とはどこを示すのか。 | 入所者又は職員等が常時利用する場所のことを言います。 |
| 18 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) その他の場所』とはどこを示すのか。 | 「日常利用する場所」以外の全ての場所のことを言います。 |
| 19 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) 措置予定』とはどのような状態のことか。 | 工事中及び具体的に工事日程が決まっている状態です。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も含まれます。 |
| 20 | 調査票の作成について | 『(様式1-1) 未定』とはどのような状態のことか。 | 「措置予定」以外の状態です。 |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|--|---|
| 21 | 調査票の作成について | 『（様式1-1）ア´からケ』のいずれにもあてはまらない。どうしたら良いか。 | 『（様式1-1）ケに「○」』を記入のうえ回答してください。 |
| 22 | 分析調査について | 分析調査を行いたいが、実施機関を教えてください。 | 公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しておりますので、参考にしてください。 |
| 23 | 分析調査について | 過去に分析調査を行ったが、この分析結果がどのような内容を示すのかわからない。 | 分析調査を行った業者等に、その時の調査が、石綿障害予防規則の改正（平成26年6月1日）の中身を満たすものであるかどうかを確認してください。 |